

NAMEGATA
CITY



行方市都市計画マスタープラン



～水辺と台地と暮らしぶり自慢の行方市～



平成 20 年 3 月

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法18条の2）であり、都市の発展と秩序ある整備に向けて土地利用や都市施設（道路、公園、下水道等）の配置や整備の目標、方針を定めるものです。

行方市都市計画マスタープランの概要

●策定の背景と目的

現在、行方市は少子高齢化等の大きな社会情勢の変化の中にあるほか、旧3町の合併によって地域自体のあり方が大きく変化しています。このような社会・地域情勢の変化を踏まえ、まちづくりの課題を解消するため、「行方市総合計画」の将来像に基づいて、旧3町それぞれの旧計画の見直しを行い、行方市における新しい都市計画のあり方を再検討し、今後のまちづくりの方針として活用していくことが必要になっています。

●策定体制

学識経験者、議会や各種団体の代表者、行政及び市民等により構成された委員会をはじめとする策定組織や「行方市総合計画」の市民アンケート結果を活用し、パブリックコメント等の実施による市民参加により本計画を策定しました。

●策定の流れ



●対象地域

行方市全域（16,633ha）

●目標年次

平成38年度

今後のまちづくりにおける市民参加

今後のまちづくりにおいては、市民や市民団体による地域の歴史、文化、自然などの資源を再発見する活動を支援し、地域の個性的なまちづくりを進めます。

●市民の役割

市民自らがまちづくりに関心を持ち、まちづくりへの参加、まちづくりの主体に移行することが重要です。

●企業・組織・団体の役割

市内の企業・組織・団体などについては、それぞれの事業目的の達成を図りつつも、行方市に関わりを持つ立場として、市民と共にまちづくりに参加することが重要です。

●行政の役割

これまで主体となることが多かった行政が脇役に回るための仕組み作りを行い、市民自らが考えるまちづくりへ移行することが重要です。

都市づくりの理念と将来像

都市づくりの理念

●都市づくりの基本的な考え方として、都市づくりの理念を次のとおり決めました。

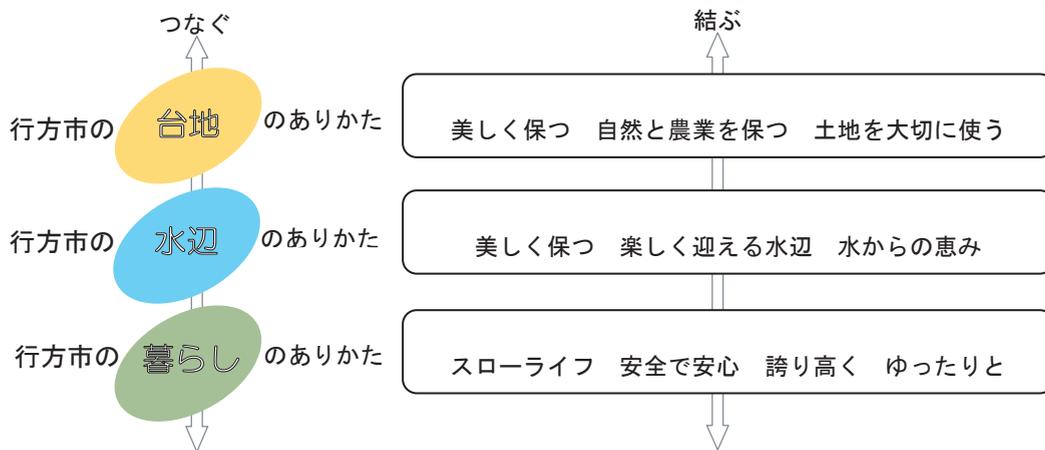
行方市の都市づくりの理念

行方市にあるよいものは、大切に守ることですばらしい価値に変化させる
行方市にない必要なものは、周辺都市との相互補完関係で上手に活用する

都市の将来像

●都市づくりの理念を前提として都市が目指す将来像を次のとおり決めました。

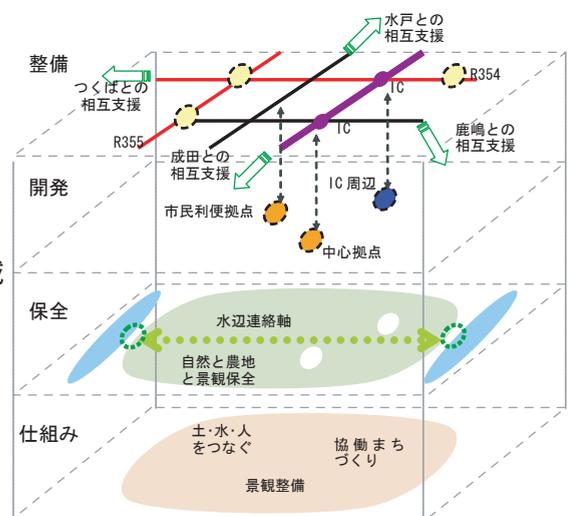
水辺と台地と暮らしぶり自慢の行方市



都市の骨格構成

●行方市の将来像の基本的な骨組みは次のとおりです。

- ・周辺都市と連絡する広域的な幹線道路網等を整備する
- ・市民の日常生活の利便性を支える中心的な市街地や拠点的な地区を整備する
- ・高速道路 IC を契機として各種産業拠点を開発する
- ・水辺と緑の自然資源や景観美、豊かな農産物を生み出す農地を保全する
- ・水辺と緑と農地を結ぶ連絡軸を整えることで市民理解を進め地域資源を保全する
- ・土と水と人を結びつける仕組みを用意する
- ・景観を保ち、整え、いっそう美化する景観整備の仕組みを用意する
- ・これからのまちづくりを市民と団体と行政が一緒に行う仕組みを用意する



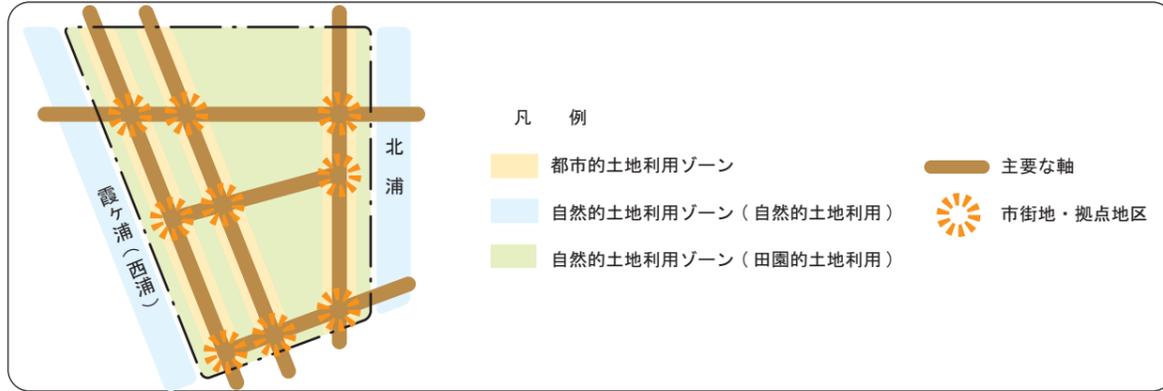
目標人口

●目標年次である平成 38 年 (2026 年) の目標人口を **33,000 人** に設定しました。

都市づくりの分野別の方針

土地利用の方針

- 都市的土地利用ゾーン
 - ・2つの湖岸と主要地方道水戸神栖線の主要な交通結節点付近に市街地や主要な拠点地区を配置します。
- 自然的土地利用ゾーン
 - ・自然環境が保全されている地区、歴史的資源と一体の樹林地、農地等を保全します。



市街地や拠点地区の配置

・都市計画に基づいて各種の宅地・建物や都市機能を集約させる「市街地」のほか市街地ほどの集積を行わない主要な場所として拠点地区を計画します。

住居系市街地	商業系市街地	工業系市街地	レクリエーション拠点	その他の拠点
麻生市街地 (既) 新原市街地 (既) 小舟津・鶴ヶ居市街地 (計) 玉造市街地 (計)	麻生市街地 (既) 新原市街地 (計) 小舟津・鶴ヶ居市街地 (計) 玉造市街地 (計)	新原市街地 (計) 北浦複合団地 (計) 上山鉾田工業団地 (計)	天王崎羽黒山 北浦大橋レイクエコー 鹿行大橋ふれあいの郷 霞ヶ浦大橋ふれあいランド	市の交流核 (地理的中心地区) 主要な集落地等

都市施設の方針

- 道路・交通
 - ・都市計画に定める都市計画道路のほかに主要な道路を配置し、積極的な整備を促進します。
 - ・誰もが安全で円滑に利用できる歩行空間の確保や、狹隘道路の整備方策の検討を行います。
 - ・市内循環バスや新しい公共的な交通について試行・検討を行います。

- 国士幹線 (我が国全体の骨格をなす道路)
 - ・東関東自動車道水戸線
- 広域幹線 (主に行方市内周辺の都市を連絡し、広域的な地域の骨格をなす道路)
 - ・国道354号
 - ・国道355号バイパス
 - ・主要地方道水戸神栖線
 - ・一般県道荒井行方線
 - ・主要地方道水戸鉾田佐原線
 - ・主要地方道小川鉾田線
- 都市幹線 (主に行方市内の市街地間や各地区を連絡し、本市の骨格をなす道路)
 - ・一般県道鹿田玉造線
 - ・一般県道山田玉造線
 - ・一般県道矢幡潮来線
 - ・一般県道大和田羽生線
 - ・一般県道島並鉾田線
 - ・一般県道繁昌潮来線
- 補助幹線 (主に市街地内の骨格をなす道路)
 - ・主要地方道水戸鉾田佐原線
 - ・都計道343粗毛石神線の一部
 - ・都計道354新原石神線
 - ・北浦複合団地②
 - ・国道355号 (現道)
 - ・北浦複合団地線内①
- 幹線市道 (都市計画に関わらず行方市内の主要な集落や拠点などを相互に連絡する道路)
 - ・八木蒔・榎本・三和線 他13路線
- 構想道路 (今後重要な役割を果たす道路であると見られるものの、現段階では具体化していない道路)
 - ・行方市北西部の (西浦) 湖岸付近において、国道355号の機能へ代替する南北軸
 - ・茨城空港と北浦複合団地を連絡する道路
 - ・鹿島臨海鉄道鹿島大野駅や東関東自動車道水戸線 (仮称) 麻生 IC へのアクセス道路の役割を担う道路
- その他の道路
 - ・一般県道潮来土浦自転車道線 (霞ヶ浦自転車道)
 - ・行方市水辺サイクルネットワーク
- 都市計画道路 (都市計画決定されている道路)
 - ・都市計画決定されている4路線の未整備区間について、積極的な整備を促進

その他の都市施設の方針

- 公園・緑地
 - ・地域特性を活かして水と緑の自然環境が調和する都市づくりを支えるよう計画します。
 - ・行政及び市民の協働による維持管理活動なども検討します。
- | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| ①都市基幹公園
麻生、北浦、玉造の運動場を有効に活用します。 | ②住区基幹公園
羽黒山公園の適切な維持管理を行います。 | ③その他の都市公園
市街地において都市計画公園等を検討します。 | ④その他の公園・緑地
今後とも適切な維持管理を行うこととします。 |
|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
- 下水道
 - ・公共下水道事業や農業集落排水整備事業などを計画的に推進します。
- | | |
|---|---|
| ①公共下水道
引き続き整備推進を図りつつ、整備済み区域における利用者の増加を推進します。 | ②その他の下水道処理施設
主要な集落地などの農業集落排水施設の整備や高度処理型浄化槽の整備推進を検討します。 |
|---|---|

- 河川
 - ・レクリエーション面や環境面、景観面に配慮した湖岸などの整備を促進します。
 - ・安全で安心な治水対策のための整備と維持管理を促進します。
- | | |
|---|---|
| ①湖沼
良好な景観や豊かな自然環境などを有し、来訪者のもてなしに配慮した水辺となるよう整備を促進します。 | ②河川
市内の主要な河川について、安全で安心な治水対策を図るための整備を引き続き促進します。 |
|---|---|
- その他の都市施設
 - ・効率的で効果的な施設利用を図るための方策を検討し、適切な維持管理を行うこととします。
- | | | |
|--|---|--|
| ①し尿処理施設
既存設備の拡充、維持管理を行い、施設間連携や機能統合も検討します。 | ②ごみ処理施設
既存設備の維持管理を行い、施設間連携や建設も検討します。 | ③火葬場
鹿行広域斎場霞ヶ浦聖苑の既存設備の拡充や維持管理を行います。 |
|--|---|--|

その他の方針

- 地区計画
 - ・地域特性に応じて計画的な土地利用の推進を図り、良好な都市環境を形成または保全するためのルールとなる地区計画を定めます。
- | | |
|--|---|
| ①新原市街地 (既存)
・現行の地区計画の指定を継続し、良好なまちづくりに役立っています。 | ②その他 (計画)
・市街地や市の交流核 (地理的中心地区) において用途地域、地区計画制度、特定用途制限地域制度などの土地利用規制・誘導方策を適用します。 |
|--|---|
- 都市景観
 - ・行方市の良好な景観を形成するための基本的な考え方とともにそれに基づく良好な景観の保全や好ましくない景観の改善のあり方を検討します。
 - 都市災害
 - ・都市災害に対する安全性を高め、水害、土砂災害、火災などの災害に強い都市を形成します。
 - ・水害が危惧される河川・水路沿いの低地などにおいて河川・水路の整備を推進し、市街化や宅地化の抑制を周知・指導します。
 - ・急傾斜地において法による位置づけや必要な整備を推進し、市街化や宅地化の抑制を周知・指導します。
 - ・建築物の延焼の恐れがある地区で防火地区や準防火地区の指定を検討します。

まちづくり方針図



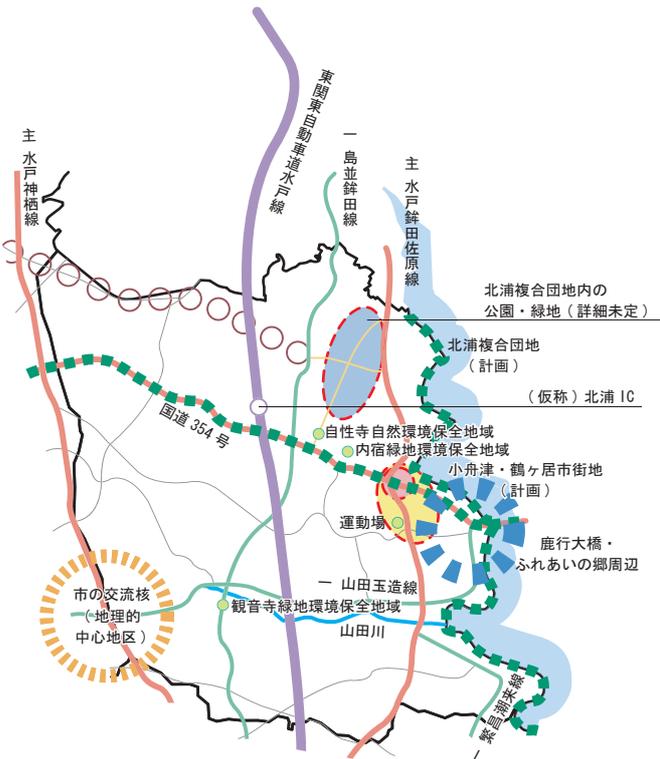
凡例

- | | | | | |
|---------|------------|------|----------|-----------------|
| 市街地（既存） | レクリエーション拠点 | 国土幹線 | 構想道路 | 公園・緑地（都市計画） |
| 市街地（計画） | その他の拠点 | 広域幹線 | 霞ヶ浦自転車道 | 行方市水辺サイクルネットワーク |
| 住居系市街地 | | 都市幹線 | 水郷筑波国定公園 | |
| 商業系市街地 | | 補助幹線 | | |
| 工業系市街地 | | 幹線市道 | | |

地域別将来像

麻生地域の将来像

「東関東自動車道水戸線の（仮称）麻生ICなどを活かした物流・生産・商業などの市街地の形成を図るとともに、2つの湖や丘陵地などの自然的レクリエーション資源と武家屋敷などの歴史資源を活かしたまちづくりを図る地域」



玉造地域の将来像

「恵まれた交通動線を活かした新しい商業拠点の形成を図るとともに、霞ヶ浦（西浦）や丘陵地などの自然的レクリエーション資源と文化財などの歴史資源を活かしたまちづくりを図る地域」

凡例

	市街地（既存）		国土幹線		レクリエーション拠点
	市街地（計画）		広域幹線		その他の拠点
	住居系市街地		都市幹線		公園・緑地（都市計画）
	商業系市街地		補助幹線		公園・緑地（その他）
	工業系市街地		幹線市道		行方市水辺サイクルネットワーク
	構想道路				



北浦地域の将来像

「東関東自動車道水戸線の（仮称）北浦ICなどを活かして北浦複合団地などにおける新たな産業導入を図るとともに、北浦の水辺や農地などの田園的レクリエーション資源などを活かしたまちづくりを図る地域」



重点プロジェクト

行方市の都市計画に関わる事業・制度・施策のうち、まちづくりに大きく貢献し、早急に具体化を進め、優先的に対応すべきものを「プロジェクト」として位置づけました。これらの「プロジェクト」の基幹事業と関連事業は次のとおりです。

●東関東自動車道水戸線プロジェクト

- ・ IC アクセス道路の整備
- ・ IC 周辺の市街地や拠点の整備
- ・ 交通結節点の景観整備
- ・ IC 周辺の農地や自然地の保全
- ・ サービスエリアなどの整備

●北浦複合団地プロジェクト

- ・ 関東自動車道水戸線の整備
- ・ 小舟津・鶴ヶ居市街地の整備
- ・ 構想道路の整備
- ・ 周辺拠点等の整備
- ・ 都市計画の位置づけの整理

●玉造市街地整備プロジェクト

- ・ 望ましい将来像の検討
- ・ 用途地域や地区計画の指定
- ・ 都市基盤施設の整備
- ・ 商業拠点の整備
- ・ レクリエーション拠点の整備

●麻生市街地整備プロジェクト

- ・ 望ましい将来像の検討
- ・ 用途地域の再検討
- ・ 都市基盤施設の整備
- ・ 地域資源を活かした活性化
- ・ レクリエーション拠点の整備

●景観づくりプロジェクト

- ・ 景観行政団体の指定
- ・ 市民参加による景観整備の検討
- ・ 良好な景観整備に関する条例等
- ・ 景観保全活動団体の支援

行方市 建設部 都市計画課

- 住所 〒311-3512
茨城県行方市玉造甲 404(玉造庁舎)
- 電話 0299-55-0111
- HP <http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>